



ふじよしだ
議会だより

第112号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

子ども料理教室
～富士保育園～

十二月定例会

議会の動き

富士吉田市一般会計

補正予算等を可決

平成二十二年十二月定例会は、十一月三十日開会され、十七日間の会期を終えて十二月十六日に閉会しました。

この定例会では、平成二十二年度一般会計補正予算(第三号)など補正予算七件、条例の一部改正六件、住居表示の方法一件、人事案件二件など合計十六件の市長提出議案を審議し、すべて承認、可決、同意しました。

また、議員提案による条例の一部改正一件、意見書一件が可決されました。市政に対する一般質問は八人の議員が行い、執行者の考えをただしました。

人事案件

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

新海 英雄氏(中曽根二丁目三番四十七号)

人権擁護委員

堀内きぬよ氏(上吉田五五八一番地の二)

議員合同研修会

二月十日に山梨県市議会議長会の主催による合同研修会が南アルプス市の桃源文化会館で開催されました。

講師に山梨学院大学の西寺雅也氏をお招きし、「二元代表制の現状とゆくえ(議会改革のために)」と題して講演があり、議員として今後の活動に役立てるべく、見識を深め、研鑽を積んだ研修でありました。



山梨県市議会議長会議員合同研修会

十二月定例会 会期日程

日程	内容
11月30日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)
12月8日	本会議 市政一般質問
9日	本会議 市政一般質問
10日	総務経済委員会 付託議案の審査
13日	文教厚生委員会 付託議案の審査
16日	本会議 各委員長からの報告 各議案の採決 富士吉田市固定資産評価 審査委員会委員の選任 人権擁護委員の推薦 意見書の提出 (閉会)

《編集委員会》

委員長

土橋 舜作
奥脇 和一

戸田 元 秋山 孝夫
横山 勇志 梶 一

委員会の審査から

総務経済委員会

文教厚生委員会

総務経済委員会

審議案件

議案第八十号
平成二十二年富土吉田
一般会計補正予算(第四号)

審議結果

本案は、平成二十二年富土吉田一般会計補正予算第四号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億九千八百三十三万九千九百九十九円と総額を百九十八億三千三百一十二万とすることを定めます。

歳入では、前年度繰越金五千五百四十一万五千円、無縁システム普及支援事業費等補助金三千九百七十一万円、生活保護費国庫負担金三千五百二十三万四千円、安心子ども基金地域子育て創生事業補助金二千八百七十七万六千円等を増額するものであります。

歳出では、生活保護扶助費四千八百七十七万九千円、企画・調整事業費三千九百七十一万円、母子衛生費二千六百六十五万四千円、補助道路整備事業費二千三百三十三万円、保育所費二千七百一十一万八千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、生活保護制度について、不正受給を救えないよう、制度適用の際には、実態調査を徹底する中で対応するべきであるとの指摘がありました。

また、国や県からのトップダウンの補助制度は、概ね一般財源が伴うことから、来年度の予算編成に向けては、市の特性や課題に鑑みながら、

その適否について、研鑽してほしいとの要望がありました。

文教厚生委員会

審議案件

議案第七十号
富土吉田市地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第七十一号
富土吉田市立老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第七十二号
富土吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第七十三号
富土五湖文化センター・富土吉田市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第七十四号
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

議案第八十一号
平成二十二年富土吉田市立病院事業会計補正予算(第二号)

審議結果

本案は、「富土吉田市地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、障害者自立支援法の施行並びに当該施設において、地方自治法第二百四十四条の第二第三項の規定に基づき指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められ

また、学校内外でいじめなどの問題が発生しないよう、今後においても、道徳教育の充実に努めてほしいとの要望がありました。

ますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で指定管理者制度の導入において、障害者のために専門の人員が配置出来るよう留意すべきとの要望がありました。

また、指定管理者制度により所属が変わる職員は勤務条件が確保されるよう市としても関係機関に指導してほしいとの要望がありました。

また、指定管理者制度の考え方について、統一した本市独自の考え方をとりまとめるよう要望がありました。

本案は、「富土吉田市立老人福祉センター設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、当該施設において、地方自治法第二百四十四条の第二第三項の規定に基づき指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で指定管理者制度を導入した効果が現れるよう、市の職員の配置について精査してほしいとの要望がありました。

本案は、「富土吉田市立病院事業の設置等に関する条例」の一部改正でありまして、現

行の診療科目に、リウマチ科を加えることに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で患者さん中心主義の考え方のもと、患者さんのメリットを第一に考えて運営してほしいとの要望がありました。また、患者さんの声を吸い上げて院内で話し合う体制を整備すべきとの意見がありました。

本案は、「富土五湖文化センター・富土吉田市民会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、来年四月に新富土五湖文化センター・富土吉田市民会館が開館することに伴い、当該施設の使用料金等について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で使用料金が今までに比べて大幅に高くなっていることなどから、減免制度の基準を明確化して、供用開始前に成文化したものを議会側に示してほしいとの要望がありました。

また、市民サーブス第一という考え方から、多くの市民に利用してもらうことが本来の目的であるので、使用料金に見合った市民サーブスを提供しよう努力すべきとの意見がありました。

また、大ホールの利用者にとって百四十台の駐車場は不足するので、使用料金を徴収するのあたり、庁内で連携をとり市民のためになるべく早い時期に駐車場の整備をしてほしいとの要望がありました。

また、市立病院跡地については、新倉南線の工事の関係

で八月まで工事中の箇所があるので交通整理員の配置を徹底し、利用者に不便がからぬよう対応してほしいとの要望がありました。

また、駐車場対策として公共機関のバス利用を検討してほしいとの要望がありました。また、コミュニティセンターなど、同じ市の施設で使用料金にあまり格差がないような対策も検討が必要があるとの意見がありました。

本案は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでありまして、緑ヶ丘二丁目に隣接する下吉田地区の一部を編入し、街区方式の方法により住居表示を実施しようとするものであり、住居表示に関する法律第三条第一項の規定により、議会の議決をお願いするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成二十二年富土吉田市立病院事業会計補正予算第二号でありまして、今回、収益的収入及び支出につきまして、収入を一億四千五百九十二万二千円増額し、総額を六十七億六千七百四十五万六千七百七十九円とし、支出を一億三千八百八十八万三千円増額し、総額を六十六億八千四百六十四万二千円とするものであります。

収益的収入では、医療収益を一億四千五百九十二万二千円増額し、収益的支出では、医療費用を一億三千八百八十八万三千円増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、新倉南線の工事の関係



全文については、次期定例会(三月)より、市議会図書館において、四月からは市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

12月

秋山 晃一 議員



林業再生への施策について

一回目の質問

林業の再生は経済不況の中で働く場が狭められているこの地域にとつて、関連産業も含めて、新しい雇用の場の創出になりうる可能性があると考える。

ところが、わが国では戦後の復興の中で木材の需要が森林の成長量を上回り、多くの森林が伐採されつくし、資源が枯渇した。そのため木を育てる保育の時代がずっと続いていたこともあり、長期にわたって林業は採算が取れないという考えが浸透していた。しかし、よつやく戦後植林した人工林資源が利用可能な段

階に入りつつあり、政治がきちんとこの課題と向き合つてとりくめば、大きな効果をえられる時期となつていく。

改めて林業を見直し、積極的に施策をすすめようとする国の姿勢や、現在の市の森林資源の状況もふまえて、今後の十年先、二十年先のことを見通す中で、わが市としてもここで、森林・林業政策に力を入れるべきだと考えるが市長の考えは。

地方自治体の役割としては森林所有者の「森林施策計画」を設定し、所有者や森林組合と共に計画を実行することが求められる。また、森林所有者や素材・木材産業、大工・工務店、地域住民などの総合的な力を結集し、造林から木材の生産加工、流通、住宅生産まで長期的な展望に立った森林資源の活用体制の構築に努力する必要がある。そこで現在の予算、及び職員体制を充実させる必要があると考えるがいかが。

森林所有者の不在や、世代交代などによって、境界

の不明な森林も多いとされている。これらの森林については適切な森林施業を行なっていくためにも、境界の確認を含めた事業を行政が積極的にしていく必要があると考える。県にこの推進を働きかけるとともに市としても行なっていく必要があると考えるが、いかがか。

一定整備されてきた幹線林道整備から作業路網整備に事業のウエイトを移行させて、作業路の開発を進める必要がある。作業路網整備の計画に沿って、それを実行できる予算をつけ、間伐をすすめ森林の過密状態の解消を行う必要があると考えるが市長の考えは。

また、国及び県に補助を求めるとも含めて、市の考え方やとりくみは。

次に、間伐材の需要拡大のためにペレットストーブ設置への助成制度など木質



市内山林の間伐作業

バイオマスに対する行政の後押しが必要だと考える。ペレットストーブなど木質バイオマスに対する調査・研究、市民へのアピールはどのようになっているのか。

山梨県は県産材を使った「甲斐の家」の構想を掲げているが、こうしたとりくみを積極的に推進すべきではないか、また、木材乾燥施設など林業に関する施設をこの富士北麓地方に設置するように国、県に働きかけるとも含めて、市長の考えは。

また、国の再生プランでは低層の公共建築物への木材利用の促進をかがけているが、この点についてはどのように考えているのか。

本市の森林・林業施策の基本的な考え方について、地球環境が悪化する昨今、地球温暖化の要因である二酸化炭素の吸収、水源の涵養、生物多様性の保全等の側面から、国や山梨県と連携を図りながら、森林施策を進めたいと考えている。次に、予算については、

酸化炭素の吸収、水源の涵養、生物多様性の保全等の側面から、国や山梨県と連携を図りながら、森林施策を進めたいと考えている。次に、予算については、

森林の保全としての側面から森林施策を推進し、国、県等の制度を活用する中で、時代のニーズに合わせて対応したい。また、職員体制については、担当課内におけるグループ制を活用し、事業推進を図りたい。

次に、境界の確認及び作業路整備について、現行の森林整備地域支援事業制度を活用する中で事業の推進を図りたい。

次に、森林作業に伴う所有者の負担の軽減について、関係機関に適宜要望したい。

次に、ペレットストーブなど木質バイオマスの調査・研究等について、昨年三月に「山梨県木質バイオマス推進計画」が策定されたことから、これらの推移を見守り、対応を図りたい。

次に、木材乾燥施設の設置について、現有施設の活用状況を把握し、本地域への設置が真に必要なか、県の指導を受けながら研究したい。

次に、低層公共建築物への木材利用について、総合的なコストパフォーマンス等を勘案し検討したい。

次に、富士吉田市森林整備計画には作業路整備や計画的な間伐についての記述があるが、それらの計画に沿って進められるのかどうか、答弁を求めたい。

次に、富士吉田市森林整備計画には作業路整備や計画的な間伐についての記述があるが、それらの計画に沿って進められるのかどうか、答弁を求めたい。

次に、富士吉田市森林整備計画には作業路整備や計画的な間伐についての記述があるが、それらの計画に沿って進められるのかどうか、答弁を求めたい。

次に、富士吉田市森林整備計画には作業路整備や計画的な間伐についての記述があるが、それらの計画に沿って進められるのかどうか、答弁を求めたい。

二回目の質問

第一に、富士吉田市森林整備計画には作業路整備や計画的な間伐についての記述があるが、それらの計画に沿って進められるのかどうか、答弁を求めたい。

第二に、間伐による木材

生産活動は採算が取れるようになることが必要である。ペレット生産、ペレットボイラー、チップボイラー、薪ボイラー、ペレットストーブなどの調査研究をされているのかどうか答弁願う。次に、県が策定したのと同様に、本市としてもはつきりとした考えを、すぐにまとめ上げる必要があると考えるが、この点についての考えを答弁願う。

二回目の市長答弁

本市の森林整備については、平成二十一年に「富士吉田市森林整備計画」を策定し、現在、この計画に基づいて、各種森林施業を行っている。

今後においても、各種制度を活用しながら、「富士吉田市森林整備計画」に基づき、森林整備を実施したい。また、昨年策定された「山梨県木質バイオマス推進計画」の推移を見守り、山梨県と連携をとる中で、バイオマスの活用について調査研究を進め、この調査研究を基に、国及び山梨県の動向、生産コスト、バイオマス機器の開発状況、市民のニーズ等を動察した上で、本市独自の木質バイオマス推進計画策定について検討したい。

市の文化芸術政策と文化的施設の運営について

一回目の質問

市がこの際、市民が優れて先進的な文化芸術に対して触れることや、自ら文化芸術に親しむことを推進すること、市内に存在する文化・芸術的に価値あるものの保存などに関して、文化芸術に対する基本的な考え方をまとめ、明らかにするべきだと考えるが、その点について市長の考えは。

次に、施設の運営の形態であるが、総務省の「指定管理制度」と文部科学省の「文化芸術振興基本法」との間の関係をどう考えるのか。文化はもとより市場原理になじまず、公共の支援によって初めて成り立つものである。市場経済に適合しない芸術をとりあげ、市民に提供するのにも公共サービスの使命だと考える。このような考え方が指定管理というやり方と共存するのか、以上のことから指定管理者制度も含めて、施設の管理運営のあり方について改めて検討すべきだと考えるがいかがか。

つていないときには、大規模な音楽団体や芸術団体が安価な使用料のもとに練習場としても利用できるようなことも考えるべきではないか。市民の芸術・文化を育成するという観点からこれらのことについての検討も必要かと考えるがいかがか。

次に、伝統的な文化の継承・保存という点であるが、図書館や博物館の機能の強化、保存活動を行っている団体への支援など予算面も含めて力を入れるべきだと考えるがいかがか。

次に、市民が文化芸術に接する機会を市の責任で設定するために、小中学生の年一回以上の芸術観賞、市民一般を対象とした年一回の芸術観賞をとりくむなど、市民が気軽に文化芸術を観賞できるようにとりくみをすべきだと考えるがいかがか。

一回目の市長答弁

文化芸術に対する基本的な考え方については、「第五次富士吉田市総合計画」の中にも掲げ、その施策を推進してきた。市民の文化芸術に対する意識が高まる中で、文化振興が地域振興に与える影響はますます大きなものとなってきている。今後、本市の文化芸術振興を図る上からも、指針となる基本的な文化振興プラ

ンの策定については、その実現に向け努力したい。

教育長答弁

指定管理者制度と文化芸術振興基本法の関係について、市民が文化芸術を自ら創造し、享受し、文化的な環境の中で暮らすことは、文化芸術振興基本法の精神とも合致する、私の変わらぬ思いであり、その役割を果たすために、その基盤整備、環境形成にこれまで取り組んできた。

制約の多い文化施設の運営管理においては、平成十八年度からは、文化施設の運営管理を目的に設立された財団法人富士吉田文化振興協会を指定管理者に指定し、運営管理を行っているところであり、適切な会館の運営・管理はもちろんのこと、市民の芸術文化の発展に貢献できるように自主事業を実施し、市民の文化芸術の向上を図っている。

今後においては、文化振興の拠点となる施設の完成と相俟って、市民がより身近なものとして芸術文化に親しみ、地域のコミュニティづくりに寄与できる「場」としても活用されるよう、指定管理者と十分な連携を図りながら努力したい。

る上からも、生涯学習センター的な機能を有する施設と位置づけ、その活用を図り、市民が気軽に利用できる施設として、富士の里市民大学や市民教養講座、富士山自遊大学など、生涯学習の各種事業や講座等、身近な学習の場の提供に努めたい。また、大ホール・小ホールの市民による利用のあり方については、今後の運営状況を見極めた中で、柔軟に検討したい。

次に、伝統的な文化の継承・保存については、これまで市指定の無形民俗文化財の保存会に対し、その運営費として補助金を交付し、文化財の保存及び継承者の育成等について支援を進めており、また、御師文化など、地元特徴的な文化の保存や活用についても、歴史民俗博物館の企画展や講座をおして市民はもちろん、観光で訪れた方々へも紹介・普及を図っており、今後においても市の責務として可能な限り支援・努力したい。

次に、小・中学生や一般の市民を対象とした芸術鑑賞について、時代・地域と共生する、全国レベルの質の高い音楽や舞台芸術を鑑賞する機会を提供することは、住んでよかったといわれるようなコミュニケーションの場の一つと考えている。特に、小・中学生を対象とした芸術鑑賞は、児童・

生徒が心豊かに成長する情操教育の上からも非常に大切なことから、特色ある学校づくり事業において、小・中学校のカリキュラムに芸術鑑賞を取り入れている。また、個別の児童・生徒がより質の高い芸術文化に接する機会として、入場しやすい料金設定などについても検討したい。

二回目の質問

ただいまの教育長の答弁では、施設の管理運営のあり方について、検討されるのか、あるいはそういうことではないのか明確ではないので、その点について再度答弁を求める。

文化の拠点である当該施設を、財団法人富士吉田文化振興協会が管理運営することにより、事業の企画、実施等を柔軟に行うことができることなどから、大きなメリットがあるものと考えられる。

教育長答弁

今後においても、市民の文化芸術に対するニーズを把握しながら、時代とともに移り変わる社会情勢に対応するべく、管理運営のあり方について、研究・検討したい。

市政一般質問

12月

全文については、次期定例会(三月)より、市議会図書館において、四月からは市立図書館にて閲覧できます。

横山 勇志 議員



富士山の有効活用について

一回目の質問

私は、今年の夏も中の茶屋から山頂まで富士登山をし、訪れていた登山者百名ほどに声をかけ、その経験を踏まえ、一般質問をする。

市長の提唱する富士山協助力金について、基本的に賛成であるが、抽象的で曖昧な徴収ありきの印象を与えている感がある富士山協助力金の具体的な事業とそれらに必要な予算、目標金額はどのように考えているのか。また、周辺町村・富士山関係各種団体に対してどのような考えで、お互いの認識を共有するつもりか。さらに、富士山協助力金について、富士山スバルライオンで環境保全対策金を徴収

され、加えて山小屋ではトイレ利用料を徴収されている状況下で富士山協助力金の位置づけを問う登山者も多く、市長はこのような疑問に対して、整合性を図る中で、どのように対応するつもりか。

登山者の八割が現在自分の踏みしめている登山道が富士吉田市にあることを認識していない。また、本市の名前のついた富士吉田駅でさえも富士山駅という流れがある。本市には、富士山に景観と環境という付加価値を与え、その見返りとして富士山から恩恵を受けるサイクルができておらず、「富士山の町富士吉田市」という基本的な価値観が無い。これらはひとえに本市のアピール不足が招いた結果である。御師の街から北口浅間神社に至り、馬返しを経て、五合目まで辿り、辛いと思いつつも山頂に立った時の達成感は何とも言えない。このコースの大部分が富士吉田市にあるという事実は我が市の宝であり、お金をかけなくともアイデアで富士吉田市をアピールできると考えている。

現に本市で実施している馬返しでのお休み処や公認富士山ガイドによるアピールは大変良く、また新たなアイデアとしては、本市のふもとから山頂までを制覇した登山者に本市公認の富士山認定書を授与し、本市の広報をしていただくと同時に市内でも何か特典を受けられるように支援することも良い考えだと思つ。さらに、富士山安全指導センターにライブカメラを設置し、インターネットにて富士吉田市を安価にアピールすることも大切だが、市長はどう思われるか。

一回目の市長答弁

富士山環境保全協助力金の使途については、周辺町村長等と協議してきたが、基本的に富士山の環境保全及び安心安全登山等のために使ふべきとの意見集約がされ、金額を含む具体的な協助力金の使途等については、引き続き、各種団体からなる「富士山環境保全協助力金協議会」の作業部会において、詳細に検討していく。周辺町村等との認識の共有については、昨年来、関係機関、団体等を訪問し、富士山環境保全協助力金について御賛同をいただき、今般の協議会設立に及んだと認識している。今後もこの協議会を通じ、関係機関等と密接な連携を図り、早期の導入に向け努力していく。次に、富士山スバルライオン通行料、山小屋トイレ利用料等と富士山環境保全協助力金との整合性についてで

あるが、アンケートの結果、国内外の皆様より概ね六十%以上の賛成があり、反対はわずか数%という状況から登山者の理解が得られたと考えているが、協助力金導入に向け解決する問題も多く、今後関係団体等と慎重に協議、検討していく。吉田口登山道については、今後においても、吉田口遊歩道の周辺整備等、様々な手段、方法により積極的にアピールしていく。富士山認定書の発行の実施に向けては、諸課題を整理しながら、研究していく。

二回目の質問

富士山安全指導センターへのライブカメラの設置については、その所有者が、山梨県であること、また、この地域が特別保護地区であることから、設置に向けては、各種関係機関との協議等が必要になるので、費用面も含めて研究していく。

富士山環境保全協助力金を導入したいという意志は感じ取れたが、最初に協助力金の徴収ありきからスタートした議論が詰めきれおらず、まだ答えが無いと判断した。協助力金は増大する富士山への負担、または富士山世界文化遺産を前提に考えると、貴重な財源であり、地道な努力と周辺町村・富士山関係各種団体の理解を深め、協助力金の有効な使途と問題点を早く明確にするべきであると指摘しておく。次に、吉田口登山道の整備に目を向けていただきた

いと提言する。同登山道は整備されたとはいえず、その魅力を引き出せていない。吉田口登山道は、豊かな自然と生態系の変化など、日本でも稀な場所であるので、現在のボランティアによる取り組み、または麓から山頂まで制覇した人への認定証授与などにより富士山本来の魅力を外に発信することができると。特に認定証の取得者を市を挙げて支援することを道の駅周辺の観光スポットや地元の飲食店、さらにホテルや遊園地等に協賛していただければ、地域経済活性化の一助になると思うが、再度市長の考えをお伺いする。

二回目の市長答弁

富士山認定書の発行に伴う地域経済の活性化については、その認定方法や取得者への特典の内容等、様々な課題を整理する中で、実施に向けて取り組んでいきたい。吉田口登山道並びに当該地域の整備については、富士山の史跡、歴史が残り、自然に恵まれた吉田口登山道は富士山で唯一麓から歩いて登ることができるので、往時の賑わいを取り戻すべく、中の茶屋他三箇所への仮設トイレの設置、馬返しにおける「お休み処」の開

設等、麓からの登山をアピールしている。また、登山者の安全確保と麓からの登山道をトレッキングコースとしてさらに活用するため、登山道西側に吉田口遊歩道を整備した。また、荒廃した山小屋や土地に關しての複雑な権利関係等の課題があるため、山梨県等と十分協議する中で、慎重に対応していく。

老人介護サービスについて

一回目の質問

定員二十九名以下の地域密着型特別養護老人ホームの設置に向け、本市が積極的に取り組む姿勢は素直に評価するが、国は特別養護老人ホームの入所者数が増え続けている現状、ならびに施設整備が不十分であることを危惧し、平成二十一年度の補正で、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の創設等により、平成二十三年度までに約三〇一億円の予算を策定した。この交付金は小規模特養一施設あたり、総額一億一八九〇万円の助成金を受けられるが、市長は、本市の助成金対象事業として民間業者を公募で募集し、選定されるようだが、その進捗状況とその業者が既に決まっているならば、その業者名と開設場所をお伺いする。さて、本市の特別養護老人ホームの現状ですが、介護認定済、いわゆる待機者

設等、麓からの登山をアピールしている。また、登山者の安全確保と麓からの登山道をトレッキングコースとしてさらに活用するため、登山道西側に吉田口遊歩道を整備した。また、荒廃した山小屋や土地に關しての複雑な権利関係等の課題があるため、山梨県等と十分協議する中で、慎重に対応していく。

は直近のデータで三七四名あり、その中で要介護度四・五の重度といわれている人たちは一五〇名を超えている。加えて、平成二十三年度までが国が決めていた介護型療養病床の廃止が実施された場合には、富士吉田市立病院の介護型療養病床三十三床の人たちも行き場を失うことになる。定員二十九名の小規模特養が一つで本当に大丈夫なのか。

また、施設開設の財源もさることながら、今後どのようにして本市の介護サームスの充実を図っていくつもりなのか。

一回目の市長答弁

本市は、「富士吉田市介護保険事業計画」、また、国の介護施設緊急整備事業に基づき、平成二十三年度において地域密着型特別養護老人ホーム定員二十九人を一施設、認知症対応型グループホーム定員十八人を一施設、それぞれ整備することとしている。

地域密着型特別養護老人ホームについては、選定を行った結果、事業者は社会福祉法人「明清会」となり、開設場所は特別養護老人ホーム慶和荘の隣接地である。また、認知症対応型グループホームは、応募がなかったため、再公募する。

また、病院に設置されている介護型療養病床については、国において、平成二十三年度末までの廃止が検討されているが、在宅介護が困難な要介護者など、緊急入所待機者の解消を早急

に行うために、施設整備は、国・県の補助制度を活用して積極的に推進していく。また、その整備状況や待機者の状況によっては、市独自の補助も検討していく。

二回目の質問

地域密着型特別養護老人ホーム一施設で市長は本当に足りるとお考えか、また、認知症対応型グループホームは、応募がなかったため再公募したいとのことだが、応募が無かったことへの検証と対策は済んでいるのか。

国の方針がどうであれ、市民の安心を担保することが市長の責務であり、市長も本定例会初日の決意表明の中で、「子供から高齢者まで全ての人が安心して暮らせる町の実現」と述べている。

若手県旧沢内村の深沢村長は「本来国民の生命を守るのには国の責任ですが、国がやらないのなら私がやります。国は後からついてきますよ。」と述べ、様々なアイデアと共に村の医療費無料化を実現し、それは小さな村が成し遂げた偉業として全国に知られた。

つまり、私は市長の覚悟次第で素晴らしいモデル地域になることも不可能でなく、富士の麓という本市の立地条件を考えると、明るい展望も見えてくると思えるが、市長はこの大きな問題に付いて考えがあるのならビジョンをお伺いする。

二回目の市長答弁

地域密着型特別養護老人

ホームの整備については、多数の待機者が施設への入居がかなわず、介護によるご家族の皆様の苦労やご心労を踏まえるとなれば、早期に解決をしなければならぬ重要な課題であるので、これまで、「介護保険事業計画」に基づき、一施設の整備としてきたが、諸状況を勘案し、もう一施設を急遽、前倒し整備することとした。

次に、認知症対応型グループホームの公募については、市内の法人に限ると、地域を限定して公募したことで、応募に至らなかったと受け止めている。今後は、早急に再公募をしていくが、その際には地域限定の条件枠を撤廃する。

次に、本市の今後の展望については、本市のような森林等に恵まれた癒しの環境と景観、また首都圏百キロメートル圏内などの立地条件を考えると、森林セラピー、森林療法、農業などのキーワードと、介護事業とを結びつけることにより、介護サームス産業は今後本市のまちづくりの面からも新たな可能性をもたらすものと考えている。

三回目の質問

答弁の中で、新たな施設増設の計画を打ち出しているが、大変評価するも、現状を鑑みると、施設等がまだ足りないことは明らかであるので、今後也十分検討していただきたい。

富士山のまちという地理的優位があり、療養・介護

に適した環境と景観に優れた本市が、医療先端技術のある企業等を誘致することは、治療と癒しを求める人たち、または人生最後の時を希望する人たちにとっては恩恵となり、日本唯一の先進ホスピタリティのまちが実現できる可能性がある。このことは、本市が富士山を有しているからこそ実現可能なプランだと考えるが、市長はどのように思われるか。

三回目の市長答弁

少子高齢化が進む中、真に必要な現実性の高い施策を実行するには、新年度に策定予定の「高齢者福祉・介護保険事業計画」の中で短期的な取組みを明らかにし、中長期的には第五次総合計画において、その実現に向け保健、医療、福祉、介護などを有機的に結びつけた取組みを深化させる。

また、次期計画の策定に当たっては、皆様の実態に即した福祉・介護サームスのニーズを把握し、計画に反映していく。この地域での暮らしに安全と安心を実感でき、富士吉田市での生活に希望を持てるはずであるから中長期的には本市の実情に沿った形態のサームス体系を確立し、本市独自の「富士吉田市モデル」とも言える未来長寿社会の創造へ向け検討を深めていく。

鐘山市営グラウンド
・下二小グラウンド
バックネット裏
トイレについて

一回目の質問

両施設は、臭い・汚い・暗い・怖い」の公共トイレの4Kを代表するようなトイレであり、多くのグラウンドを利用する市民の方々から改修を望む声がある中、ようやく実現の運びとなり、安心している。

この改修工事の予算については、昨年度末、国の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金により補正対応をされたものであるが、二十二年度への繰越事業として、年度当初から改修工事にかかるものと大いに期待していたが、ようやく先月二十六日に工事発注されたところである。来年三月の完成とお聞きし、どうしてこの

時期まで工事発注が延びたのか、その理由についてお伺いしたい。
また、完成後の両施設の管理については、誰がどのような方法でするのか。

一回目の市長答弁

両施設とも今年度末の完成予定となっている。

教育長答弁

両施設の改修工事の発注時期が延びた理由については、夏から秋にかけては、様々なイベント会場として使用されているため、秋以降の使用が少ない時期で、市民への影響の少ない時期での工事を当初から予定していた。

次に、両施設の管理についてであるが、鐘山グラウンドは、これまで同様指定管理者に、また、第二小学校グラウンドについては、学校開放施設であるので、生涯学習課が管理する。



下二小グラウンドトイレ改修工事風景

全文については、次期定例会(三月)より、市議会図書館において、四月からは市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

12月

渡辺 嘉男 議員



市長のこの四年間の基本姿勢を含めた市政の重要施策について

一回目の質問

明治以来の中央集権的な行政システムを抜本的に見直して、自立した地方公共団体が各々の選択に基づき、自己責任のもとで自主的、自律的な行政執行により、各地の差異特色を競うことができるように改革することができると同時に国が担うことと地方が担うことを適切に分担して、単なる権限と税財源の地方移譲ではなく、地域間の格差にも配慮しつつ、国・地方を通じて持続可能な行政システムへの改革を実行することが肝要であるといわれています。

次に二点目として、市長が立候補の決断をした大きな要因であると思うが、市政に対する基本姿勢であるコミュニケーションの再生と要求実現型行政から市民中心主義に徹することについて、施策にどのように反映してきたか。

一回目の市長答弁

しかし、一方でこの地方分権、地方主権の中で地方自治の危機が叫ばれ、特に執行者と議会が対立関係に陥るなど、二元代表制という地方自治の根幹が揺らいでいる。

市長も議員も究極の目的は市民福祉の向上にあるのは論を俟たない。だからこそ、執行機関、議決機関として対立・牽制しあうように位置づけられているが、互いの機能を高めあう議論を通じて、同じ究極の目的に向けた行政運営に努める必要がある、このことが真の地方分権を成し遂げ、市民福祉の向上を図る道筋ではないかと思うが、この考え方を踏まえ、まずは、この四年間の市政への取り組みを検証する。

一点目として、行財政改革への取組みについてであるが、中期的財政計画を策定し、安易な見直しと先送りがあつたが、財政健全化への道筋をつけたことは評価に値する。しかし、先の答弁では第三者の専門家の活用にも言及していたので、私はその必要性を認識していないが、具体的な対応はあつたのか。

は市全体の利益の向上、多くの市民の皆様の福祉向上に置かなければならない。

二回目の質問

「内部による評価だけではその判断などが甘くなつてしまつおそれもあるもので、外部の専門的な見地からの財政状況の分析が重要であり、実際に中期財政計画に反映した。」と答弁している。そこで、四年間の財政運営も評価していると思うが、いかがか。

また、中期財政計画について、二十一年度に見直ししているなど、そのときの指摘事項などについて、お聞かせ願う。

さらに、見直し、先送り事業もあつたので、具体的な事業への指摘等も当然あつたと思うが、お聞かせ願う。

次にコミュニケーションの再生と市民中心主義について、私は、市長が立候補を決断した最大の理由であり、政策実行の精神であり、根幹ではないかと思つたから質問したが、ただ今答弁した事業成果で満足しているのか。こんな簡単な答弁なのか。もうと興が深くはないか。

二回目の市長答弁

具体的取組みとしては、自主防災組織の再構築、災害時要援護者支援体制の構築等が挙げられる。

次に、市民中心主義についてであるが、地方公共団体は、地域住民のために存在し、その成果は最終的に住民生活に帰結していくものなので、市政運営の基本

などにより歳入の増加を図るとともに、個々の費用項目に対して、その推移や類似団体、県内他市との状況比較などにより、本市の事業水準の位置づけを検討し、施策の重点化や事業の取捨選択の徹底などにより歳入の抑制を図ることが必要であるとのことであつた。

これをもちに、中期財政計画を平成二十年九月に策定したが、社会経済状況の急変により、大幅な歳入の減少などが見込まれたため、昨年度に計画の見直しをそのときの指摘事項を勘案する中で行つた。

これと併せて、この四年間、事務事業評価を継続的に実施していることにより、財政運営の健全性が確保されているものと考えている。コミュニケーションの再生と市民中心主義についてであるが、社会経済情勢の変化などに伴い、地域のコミュニケーション機能が低下してあり、地域内分権に結びつく活動への適切な支援により、地域コミュニケーションの再生を図る必要がある。

地方公共団体の運営は市民中心主義に徹し、また、公平な事業配分や実効性の高い事業を執行していくことが最も重要な要素のひとつであると認識している。

三回目の質問

その後において、外部の識者を活用しなかつたというところで理解した。私は議員として、チェック機能として、今後も検証を怠らないうようにするが、外部の専

門家の活用への必要性は認識していないので、執行者において、外部の専門家に捉われることなく、自己決定、自己責任により施策を進めたいと考えている。

次に、コミュニケーションの再生と市民中心主義についてであるが、市民が主役という市長の基本姿勢からすれば、市民と行政、行政には当然議会の関わりは不可欠であるが、行政のあらゆる分野の課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法を決めていくのかの基本ルールを定めるのか、行政運営の仕組み、システムとして構築されるものと考えており、繰り返し答弁されている、観念的なものではないと思うが、最後にこの点についての見解を求めます。

三回目の市長答弁

行財政運営を適切に実施するには、外部の専門家を活用することは非常に有益なことであると認識しており、このことは議会の検証機能を否定するものでない。

次に、コミュニケーションの再生と市民中心主義についてであるが、これらに関する私の考え方として、市民全体の公益、市民福祉の向上のため、地域内分権に結びつく活動に対して適切に支援するとともに、公平な事業配分や実効性の高い事業を執行するなど、市民を中心とした私の行財政運営の基本姿勢について申し上げたものである。

富士山環境協力金の導入について

一回目の質問

昨年十二月議会において、市長自ら協力金の導入について熱く訴えかけられ、議員等しく市長の想いを共有したものと判断しているが、その後の協議会の設立、協議内容などがどのように進んでいるのかまったく見えにくい。

また、これも新聞情報になるが、協議会内の不協和音を指摘されているし、富士吉田市長への反発があるとも記事にあった。

この問題は富士吉田市だけでは進めることができないし、多くの関係機関、団体の理解と協力、連携が欠かせない。これまでの経過は市長の情熱は理解しながらも、独善的な面は否めない。

富士山環境保全協力金の導入について、現在どのような状況にあり、今後市長としてどのように進捗させていくのか。

一回目の市長答弁

富士山環境保全協力金の導入についてであるが、本年四月三十日に、関係機関団体等の参加のもと「富士山環境保全協力金協議会」が設立された。

この協議会については、関係機関等の賛同のもと、設立され、認識を共有し、密接な連携を取りながら、事業の推進を図っている。

のであり、決して独善的にことを進めているものではない。

また、六月二十九日には、環境保全協力金についての詳細な事項を協議する事務レベルの「富士山環境保全協力金作業部会」を設置し、合計三回、協力金の導入に向け、審議を重ねてきた。

その中で、この夏の吉田口登山道における二十六万人にも及ぶ登山者の状況が富士山に与える様々な影響を考慮し、協力金導入の前に富士登山のあり方について議論すべきとの意見集約がなされた。

これを受け、十一月二十五日に開催された「富士山環境保全協力金協議会」において、登山者の安全確保のための富士山の混雑緩和、トイレの増設整備について、協議会として関係機関への



富士山七合目・八合目清掃活動風景

陳情を行なうこととした。また、協力金導入に関しては、多くの委員から早期導入すべきとの意見も出されたことから、多くの関係団体並びに関係者の方々のさらなる連携と御理解を得る中で、今後、実施に向けて慎重に対応していきたい。

二回目の質問

事務レベルの作業部会でさえ、協力金導入の前に議論すべきことがあるとの意見集約をし、協議会においても、わざわざこの協議会がしなくてもよい陳情を行うことを決めるなど、市長が独善的でないと言うのであれば、拙速な判断でことを運んでしまつたものであり、さらに、富士山の環境保全のための多角的な検討をしなかつたことの現れではないか。

市長は昨年来、関係機関などを訪問され、主旨を説明し、賛同をいただいたとのことだが、話は違つていないか。

今後、実施に向けて慎重に対応することのことが、実際に、これまでも市長が発言してきた七月導入を可能と見ているのか。

二回目の市長答弁

「富士山環境保全協力金」の来年七月の実施についてであるが、作業部会の意見は、この夏の二千人以上の利用者を対象に実施したアンケート調査の結果に基づき、集約されたものであり、同時に早期の協力金の導入について求めている。

また、これを受け、開催された「富士山環境保全協力金協議会」においても、多くの委員からの意見として来年七月の実施を強く要望された。

しかしながら、実際の導入に際しては、解決すべき多くの課題があることから、「富士山環境保全協力金協議会」の御意見を基本に、また、アンケートで示された民意を尊重し、慎重に事業の進捗を図っていく。

三回目の質問

富士山環境保全協力金について、協力金ありきではなく、多角的に捉えて検討した後にその方向性に帰結していく方法をとつていればと、市長の熱い想いを確認している者として大変残念でならない。

導入時期の答弁を改める考えはないか。

三回目の市長答弁

「富士山環境保全協力金」の導入については、決して協力金ありきの発想ではなく、富士山を取り巻く様々な状況が極めて深刻であることから、「富士山を守る」という、国民的な議論の喚起を念頭に置き、提唱してきたものである。

「富士山環境保全協力金」は、今や地域だけの問題ではなく、全国的にも注目されており、事業を進める上には目標設定は欠かせないことから、その導入は七月を見込んでいるが、導入に際しては、関係機関・団体等の総意を基本に、アンケートで示された民意を尊重しながら、事業の進捗を図っていく。

執行者と議会の関係について

一回目の質問

議会はただ執行者の提案を議決するだけの機関ではない。執行機関、議決機関として対立・牽制しあうように位置づけられているが、互いの機能を高めあう議論を通じて、同じ究極の目的に向けた行政運営に努める必要があると思う。

執行権に踏み込むつもりはないが、市長はともすると議会を軽視する傾向が見受けられた。

市政運営にあたっては、執行者と議会は車の両輪になぞられているが、市長はこの四年間の市政執行を踏まえ、議会との関係をどのように考え、どのような対応をしたと考えているか。

一回目の市長答弁

市政運営を図る上で、議会並びに市民の皆様と連携を図り、それぞれの役割、権能のもと総力を挙げ諸施策の推進に取り組むことが、地方自治の本旨であると認識している。

議会は、市の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、執行機関と連携し合い、また、ときとしては相互にけん制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期するものであり、執行者と

議会は、互いの機能を高め合うため、正々堂々と議論し、相互が地域のためにどのような方法がベストなのか模索していくことが大切である。

二回目の質問

これまで、正々堂々の議論によるベストな方法を模索できたのか。

富士山環境保全協力金、リニア問題等、市民文化エリア問題等、議会側からすれば、はなはだ疑問符を付けざるを得ない。

この四年間の市政執行を顧みて、議会との関係について、どのような対応をしたか、今一度お答え願いたい。

二回目の市長答弁

執行者と議会の関係についてであるが、これまで市民文化エリア整備事業など、市の重要な事業、施策等の決定、実施にあたっては、議会との共同歩調により、議員各位から賜った御意見等に真摯に耳を傾けてきた。

議会との関係をより緊密に保つことにより、議会での議論はもちろんのこと、あらゆる場面で政策議論が活発化し、より良好な市政運営が図られているものと考えている。

こうした議会と執行者による連携や議会での議論を幅広く展開することにより、議会と執行者の意思統一がなされ、本市にとつて真に必要な事業を見極めることができ、ひいては市政の発展にも繋がっていくものと認識している。

水による企業の販売営業の事実を直近の資源確保を害する現実と受けとめ、それを守るために、実効性のある条例とすべく、規則の内容を整備し、運営してくださいと言ったことである。

法の網があつたら、それを超越して、できるような法に挑戦し、郷土を守るくらの気概を持っていただきたい。

尊い水資源を守るデベロップパーとして、本市は立ちあがつていただけるか。

なお、市長は、立候補の際に山日新聞紙上の中で、富士山の水は富士吉田市の貴重な自然財産であり、有効的な資源であるとして、「この資源を大切に有効に活用することで新たな産業を創出するための検討を進めますと言われ、この地域の環境保全に貢献できる企業の誘致を進めます」と言われたが、水の採取販売業者だけでは資源を利用されるだけ、それも本社機能も本市に無いような企業では、単に最低の税収入しか見込めず、またオートメイション工場では雇用も少なく、産業の創出とはいえず、大切な資源を利用されるだけで終わってしまう。

こうした点も考慮していただき、私の質問に対し、明瞭なご答弁をお願いします。

二回目の市長答弁

まず、協力の金の枠組みの整備についてであるが、条例を受けての施行規則は、当該条例の施行に必要な細則や条例の委任に基づく事

項などを定めたものを指すが、本市地下水保全条例第九条では、地下水採取者の責務として、市が行う地下水の保全のための取組みに協力しなければならぬ」と井戸設置にあつたての許可条件の一つとしての義務付けを行っている。これは、市が実施する地下水保全のための事業が行なわれれば協力をする」というものであり、仮に、地下水保全のための募金活動が始まればこれに協力をするというものであると認識している。

したがって、条例の施行にあつたてて細則や委任することがなければ、敢えて規則に明記する必要がないものと考えている。

また、有用な地下水資源である地下水をどのように守っていくのかという御質問については、地下水保全条例及び同条例施行規則において、大口採取者には、採取量についての毎月の報告義務、水資源保全のための特別地域制度の創設、また、違反者に対し、直接、市が過料を科したり、事業者の許可の取り消しを行うなど、水資源の保全には県下で最も厳しい法規をもつて万全を期していく。

次に、水の採取販売企業についてであるが、私の市長就任以降においては、水の採取販売企業を誘致企業として誘致し、また認定もしていない。

私の意図する水資源を活用した産業創出とは、富士山の地下水を媒介活用した製品製造による自然環境の

良さと企業イメージの融合を図っていくことであり、このような観点に基づき、誘致企業として、富士吉田キユーピー株式会社工場内に同グループ関連企業である調味料・食品加工企業である株式会社デイスペンパツクジャパン、またその隣接地には、液体・粉末調味料の製造・充填・販売企業である株式会社鳴川を誘致させていただいた。

どちらの企業も富士山の地下水を媒介活用した製品製造をしており、両企業の進出により多数の市民も雇

用いただいている。また、水の採取販売企業については、誘致企業としての認定はしていないが、それぞれの企業努力で現行法に則り本市に立地したものであり、多数の市民も雇

用いただいている。これら企業の立地は、雇用のみならず法人、従業員個人の市民税及び固定資産税の増収に繋がり、本市経済の振興に寄与するものであり、感謝している。

三回目の質問

条例の問題水資源確保、保全の質問、何れも私の考え、憂慮することとは少々相違があるようで、「甲論乙駁」、いつまでたつても両者の細部までの合意に至ることは難しいと思われるので、ここで懸念する一点だけについて質問する。

富士吉田の水は、再三言うまでもなく、富士山がもたらす大自然の地層で磨かれた天然ミネラルウォーター

であり、富士山の世界文化遺産登録に際しても、この地の素晴らしい歴史文化を育んだその根幹を成す貴重な要素である。富士山に降った雨や雪解け水が数千年の時を経て、溶岩や幾層もの地層のフィルターにろ過されて湧水として、私たちの生活を潤してくれ、この地の歴史や文化をつくつてくれた。世界文化遺産とするには、湧きいずる水、その中で生まれた歴史、文化を遺産として保存する中で、水がいかに重要に位置づけられるものかを考えて

いただきたい。登録のための様々な対策と併せ、地域の大きな環境問題として、受け止め、幅広い保全活動の活路を見つけていただきたい。

単なる条例や規則だけでなく、日常生活の中で、水の尊さと我々の財産であるという意識を含めて、活動を展開されているのか、併せて、本市独自で定期的に取水状況を含め、調査データをとられる考えがあるか伺う。

三回目の市長答弁

地下水に関する施策展開についてであるが、本市は、富士山の溶岩台地に拓けたまちであり、市民憲章の前文でも明記されているように、この溶岩台地という厳しい自然とたたかひながらまちづくりを進めてきたところである。

とりわけ、生きていく上に必要不可欠な「水」については、私たちの先人が、

格闘の末、あの箱根用水よりも早く、また、手掘りトンネルとしては日本一長い、新倉掘抜を完成させたことや、桂川からも江戸時代がすでに整備され、その結果として、今日、河口湖や桂川には「水利権」という権益が本市にもたらされているところである。こうした祖先による偉業は、「富士山教育」という本市独自の郷土学習の一環として、小中学校において本市の児童・生徒に、「水の尊さ」ともにしっかりと伝えられている。

また、日々飲用している本市の水道水については、どこよりも「冷たくて美味い」との評があり、「吉田のうどん」も、本市の水を除いて語ることはできない。

こうしたことから、本市においては、古くから富士山を本市の奥座敷として、市民による一斉清掃や、山頂に至るまでの登山道における各企業・団体等と連携した清掃活動の実施、また、水源涵養の一環としての里山の整備を行ってきた。さらには、市内の河川においても、最寄りの自治会と連携する中で河川清掃を行っており、こうした取組みが評価され全国表彰を受けたこともある。

また、本年は慶應義塾と連携し、本市の水が「なぜ美味しいのか」について分析をしていただいたところで、も、さらには、市制施行六十周年を記念して、明

見湖始まって以来の大規模な浚渫を三百人からの多くの市民とともに行うなど、水を踏まえた環境の尊さについて理解を深めていただいたところである。

次に、地下水の定期的な取水状況等の調査についてであるが、これまで地下水については、定期的に調査分析を行ってきたところであり、この度の地下水保全条例の制定にあつては、平成十六年から市内四箇所に新たに定点観測のための井戸を掘り、民間の井戸十箇所を含めた十四地点において調査を行ってきたところであり、こうした綿密な調査により地下水の状況を把握した上で、条例を制定したのは県内では本市が最初である。先に、山梨県においては、来年度の主要二十九施策が発表されたが、このうち、地下水の利用状況の調査と今後の活用・保全方針の策定事業が最重要事業として位置づけられている。

いずれにしても、地下水の調査分析については、ミネラルウォーター等は、食品衛生法等により、国・県の所管となつており、国・県から、現時点では市独自のデータの収集は考えていないが、これまで実施してきた調査については、引き続き実施していく。また、条例施行後は、大口採取者に対し、月一回の報告義務を課しているため、地下水の取水状況については、全市的な把握が可能になつていくものと考えている。

全文については、次期定例会(三月)より、市議会図書館において、四月からは市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

12月

松野 貞雄 議員



市長の行政実績と今後の課題について

一回目の質問

(仮称)市民文化エリアの建設費について、当初予算では約三十四億四千万円であり、その後、約三十二億二千万円になったことにより約二億円が減額されているが、その内容について説明を求めます。

さらに、図書館については直営で実施されることとありますが、その理由は、又、指定管理による運営も検討されるべきではないかと思うが、合わせて答弁を求めます。

又、葺崎文化ホールのように公共施設を東京エレクトロンに命名権を譲渡したケースもあるが、この件については十二月の広報で名称公募をするということのようであるが、お役所的な公募ではなく我が市の誘致企業にも働きかけをしていくべきと思うが答弁を求めます。

平成二十年十月から我が市に「富士・東部小児初期救急医療センター」がスタートし、二次救急病院と併せて充実した体制が構築された。この事業は、山梨県の主体事業であり、知事を始め、県議会議員の協力もあって、我が市に決定したものである。

そこで、各市町村の負担があるわけであるが、我が市の負担は均等割・実績割と負担額は当初予算で二十一年度分では、約千五十八万円となっているが、同年の決算額は五百九十四万円であり、約四百六十四万円が返還額となっている。あまりにも差額が多いと思うが、その予算内容について県側と調整すべきと考えますが、説明を求めます。

次に地域医療が依然として厳しい状況の中で、市立病院は、大きな医師不足や看護師不足もなく、高度医療をも担いながら、地域の基幹病院として役割を果たしており、市長を始めとする関係者の努力が伺える。特に、地域がん診療連携拠点病院としてのリニアツクの導入にあたっては、多くの患者さんの生命を第一に考え、最優先順位と位置づけたものであり、この事業に係る経費、約十一億九千万円は県と恩賜林組合及び組合議員の大変な協力による補助金である。

そこで、基幹病院としての今後のあり方や経営状況を左右する改革プランの実践についてどのように考えるのか伺う。

次に指定ゴミ袋導入・ゴミ処理費有料化について、その収益は約七千万円の増で、ゴミの処理量も可燃物・不燃物合わせて、マイナスイオン約三百万トンであり、率にして、全体の約十九%の減量になっている。又、資源物が前年度より約十六%と多くなっている。ゴミの搬入量は、約十九%減量になっているが、ゴミの処理経費は全体で二十一年度決算では、約二千六百万円の減額である。有料化により総減量の率の割にはゴミ処理経費が委託料を始め、人件費や諸経費がゴミの減量の割合からして減額していない。

次に「仮称」富士吉田北部スマートインターについて、市長の強い意思により各関係者や県の協力を得て、実施計画書提出の前提となる地区協議会が発足した。今後、この協議会が工程表を中心に進行、協議されていくものと理解しているが、合わせて高度な政治的な判断、行動をしていくことが大変重要ではないかと考えるが、答弁願う。

図書館の運営方法について、全国においても指定管理者制度が導入されているが、図書館は少なく、また、文部科学省においても「図書館には馴染まない制度」であるとの意見もあるため、当面、現状の直営での運営を考えている。

富士五湖文化センターの愛称について、現在、新施設の愛称を募集しているところである。公共施設への命名権の譲渡については、

次に地域医療が依然として厳しい状況の中で、市立病院は、大きな医師不足や看護師不足もなく、高度医療をも担いながら、地域の基幹病院として役割を果たしており、市長を始めとする関係者の努力が伺える。特に、地域がん診療連携拠点病院としてのリニアツクの導入にあたっては、多くの患者さんの生命を第一に考え、最優先順位と位置づけたものであり、この事業に係る経費、約十一億九千万円は県と恩賜林組合及び組合議員の大変な協力による補助金である。

議決を頂いたもので、合計約三十四億四千万円としていた。その当時の建設業界を取り巻く環境は、中国北京オリンピックによる建設工事ラッシュのため、鋼材をはじめとする建設資材の高騰により建設費の高騰が余儀なくされていたが、これも次第に収まり工事発注の時点では、約一億五千万円の軽減が計られ、さらに工事請負に

に係る入札においては、企業努力により約七千万円の差金が生じたことから、結果として総事業費約三十二億二千万円となり、約二億円の建設費の負担が軽減されたものである。

市立病院の基幹病院としての今後のあり方については、一般医療はもとより、高度医療や救急医療等、不採算部門をも担う中で、大規模な推進しながら、基幹病院としての使命を果たすべく、地域住民から信頼される病院づくりに鋭意努力しているところである。その



建設中の市立図書館

一環として、リニアの整備を進めているところである。

また、市立病院改革プランの実践については、昨年四月からDPC認定病院へ移行し、効率的な運用体制を推進するとともに、同年五月には看護基準七対一を取得し、入院患者様に対し、より充実した医療サービスを提供するとともに、入院収益の確保にも取り組んできた。今後においても、より効率的な病棟管理を行い、病床利用率のさらなる向上を図るとともに、薬品費や診療材料費などの経費の削減等、市立病院改革プランのさらなる実践に努めたい。

ごみの減量化について、昨年四月には、ごみの発生・排出を抑制し、ごみの減量化を促すとともに、収集・処理処分や再生利用等適切な再資源化を推進することにより、生活環境の保全と、公衆衛生の向上、循環型社会の構築、市民の健康で快適な生活の確保を図っていくため、指定ゴミ袋と、ごみ処理の有料化を導入した。

このごみ処理有料化事業は、導入当初から予定を上回る減量化の成果が現れているところであり、ごみの処理量において、実に十九%を超える削減量となっている。

こうしたごみの削減量に対する、委託料をはじめとするごみ処理経費の削減率

について、現状では、ごみ処理施設の運用等に係る経費が多く、このような経費は、ごみの処理量による影響が薄いことから、削減率に差が生じている。

ごみ焼却処理施設は、機械的消耗個所や主要設備などにおいて経年劣化もみられ、適正な運用を図るための施設の補修や点検整備委託の経費は、増加せざるを得ない状況となっている。さらに、指定ゴミ袋、ごみ処理有料化に伴い、ごみステーションからの紙類の収集を新たに導入したことや、ごみステーションパトロール指導強化等に係る経費が増加したことも、その要因のひとつとなっている。

次に、(仮称)富士吉田北部スマートインターチェンジについて、去る八月三十一日、地元発意での「(仮称)富士吉田北部スマートインターチェンジ地区協議会」を立ち上げ、事業の進捗を図っているところであり、ここでの協議内容を含め、山梨県において、本年度中に実施計画書並びに許可申請書の提出、国土交通大臣の本年度中の許可を目指している。

現在、山梨県の協力をいただき、地区協議会において説明を行ったスケジュールに沿い、国の動向も注視しながら、事業推進を図っているところであり、また、スマートインターチェンジ

整備計画にあたっては、平成十九年度から地元選出国會議員をはじめ、国、県、関係機関等への要望活動を積極的に行ってきたところである。

二回目の質問
多くの市民が一日も早い完成を待ち望んでいる施設でもあり、その事業費が軽減されたことは大いに評価するが、その二億円の軽減は一般財源の減額であることは理解しているが、今一度説明を求めると、

今後運営する図書館の職員数と運営費の予算は、どの程度想定されているのか、答弁願う。

又、文化センターの愛称の募集について、このことは市の財源にもつながる案でもあり、積極的に対応すべきと思う。県においても過日、小瀬球場の命名権を二千万円で山梨中央銀行と契約した。このような実態もあるため、前向きな答弁を願う。

小児初期救急医療センターの負担金の件であるが、次の二十三年度の予算は二十一年度、二十二年度と、患者数も実績数として平均値がある程度予測できると思われるが、予算、決算が大きな差額が生じないよう、県と協議を進めて行くべきと考えるが、再度答弁願う。

次に市立病院のリニアック導入による今後の改革プラン

の実践について、リニアック導入後の医療提供により、こうした経営改善が二十四年度の黒字化を一日も早く達成できることを含めて、答弁願う。

次にごみ減量化についてであるが、委託料については今日までに随意契約で委託されているようだが、同等クラススの企業もたくさんあるので、競争の原理を取り入れて、少なくとも数社から見積もり合わせを行い委託料の削減につなげていくべきと思うが、答弁願う。

次にスマートインターチェンジの必要性について、市長の強い意志により発足した地区協議会であり、協議会での意見を大切にする中で、整備手順を踏むことはもとより、早期実現を目指して、今後、関係機関への要望活動を含めどのように進めて行くのか、考え方があつたら答弁願う。

市長は初日の本会議において、来年、四月の地方統一選挙に出馬表明をされた。今後、我が市にとって色々な政策や施策が山積している。又、避けては通れない事業もある。富士吉田市民が豊かさを実感できるような政治を進めていくことが、市長に課せられている責務であろうと思う。

来る選挙に勝利され、市の発展のために、次世代に誇りと自信をもって引き継げる魅力ある富士吉田市を

構築されることを強く要請し、私の一般質問を終わる。

二回目の市長答弁
(仮称)市民文化エリア整備費の軽減について、国土交通省及び防衛省からの国庫補助金、八億二千万円と基金の十五億円は、当初の計画とほぼ同額であるが、市の持ち出し分が、当初計画の約十一億円から九億円となり、二億円余りの市の負担軽減を図ることができたものである。

新図書館の運営に伴う職員数と運営費の予算について、現在の職員数は、正職員五人と臨時職員七人の十二人体制をとっているが、新図書館オープンに向けては数名の増員を検討しており、また、運営費については人件費も含め九千八百万円程度を想定している。

文化施設の命名権については、施設の立地条件や知名度、施設で催されるイベントなどが付加価値となり決まることから、この地域でのこの施設への命名権の参加企業の可能性や販売金額などについて、今後、研究・検討したい。

小児初期救急医療センターの負担金について、過去二年間の患者実績を踏まえ適正な患者数を予測し、予算と決算に大幅な乖離が生じないよう、県に要請して参りたい。

リニアック導入を含めた

今後の改革プランの実践について、関係各位の御尽力を賜る中で、現在、整備を進めているところであり、リニアックが整備され稼働すると、がん治療に対する本地域の医療環境は大幅に改善され、患者数の増加も見込まれるところである。

ごみ処理施設の委託については、業務内容の検証を行い、競争入札が可能となる業務等については、委託方法の変更と経費の削減を図り適正な事業執行に努めてきた。ごみ処理に係る業務委託について、競争原理を導入し経費の削減に努めることは、極めて重要であるので、今後も引き続き経費の削減に努めたい。

スマートインターチェンジの設置については、既に、山梨県においては、概略設計に着手、また同時に、アクセス道路となる「県道富士吉田西桂線」についても詳細設計を実施しており、その実現に向け、一步一步前進している。

松野議員には、私の行政実績を高く評価していただきとともに、これまで多大な御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

今後も市政運営に対しては、信念を貫き、全力をもちつてあたって参りたい。

市政一般質問

12月

全文については、次期定例会(三月)より、市議会図書館において、四月からは市立図書館にて閲覧できます。

佐藤みどり 議員



「織物と観光のまちふじよしだ」のキャッチフレーズの見直し等について

一回目の質問

市制施行六十周年の佳節に当たり、「富士山」を中心とした世界に発信できる新しいキャッチフレーズを全市民から広く募集し、富士吉田市を広くアピールし活性化に繋がられるものに見直しは。

「リフレふじよしだ」エリアについて、今後は、博物館、地場産業センター等とも連動させることにより、体験型、滞留型エリアとして、本市の観光産業に大きく影響を与えることと思う。



リフレふじよしだ

富士見公園の利活用も含め、このエリアの活性化についての考えは。

一回目の市長答弁

「織物」と「観光」は、本市の発展とともに歩んできた大変重要なキーワードのひとつであることから、現状において見直しは考えていない。

「リフレふじよしだ」エリアにおいては、体験型観光としての「摘み取り体験」

も積極的に展開するとともに、美しい自然景観に恵まれた富士見公園の利活用も含める中で活性化を図りたい。

二回目の質問

市民が親しみをもち、活力あるまちにしていきたい。に、広く市民に問うてみては。新しいキャッチフレーズに見直す時が来ていると思うが。

宮下家等も簡単な喫茶や売店などを設置できる運営形態にしていけたらどうか。

富士見公園の整備、運営には、民間の活力をおかりして、経済の活性化にもつながるような活用方法を考えるべきではないか。

地場産センターは、平成二十五年には建物の返済が終わると聞いている。この

ときを契機に本市で引き取り温泉施設にしたらいいか。

二回目の市長答弁

広く市民に浸透している状況を踏まえると、改めて見直すという考えは、現在のところ持っていない。

「リフレふじよしだ」エリアの活性化について、文化財としての制約もあることから今後、利活用ができるかについて研究したい。

富士見公園の整備、運営については、誰でも自由に訪れることができる公園機能などの条件を付し、公募を行ったうえでの民間事業者の活用を考えている。

また、地場産センターの償還終了後のあり方について、県並びに関係市町村等で組織する「経営改革検討会議」を立ち上げ、検討を行っている。この検討結果を踏まえ、本市としての方向性を見出し対応したい。

三回目の質問

「織物のまち」としてのキャッチフレーズに見合ったまちづくりのビジョンをどのようにおもちか。

全国の約四十%のシェアをしめる本市のネクタイについて、市長はじめ、職員や市の関係者が市を上げて着用するなど、支援をしていけたらいいか。

地場産業である織物を発展させようと頑張っている

事業者の方々や、学生に今まで以上に支援していかなければ、継続も保証できない。後継者の育成、織物の発展支援に對しての考えは。

三回目の市長答弁

市場普及に向けた本市の取組みとしては、本市来訪者に対する土産用としての活用や、他市町村及び関係機関との様々な会合やイベント等での周知斡旋など、私自らのトップセールスも行う中で、その普及を図っている。

織物業界への支援等について、定期的に郡内織維産地の関係五団体会合し、当該課題を含めた様々な業界の課題克服に向け協議を行い、状況に応じては専門部会を設ける方向で対応を図っている。

富士吉田市歌について

一回目の質問

富士吉田市歌は、昭和三十三年に作られたが、市民の認知度は低い。

先人の苦勞を大切に普及に努めるか、子供から高齢者まで歌えるやさしい市歌を検討してみるか、市歌についての考えは。

一回目の市長答弁

先人の残した貴重な財産である、「市歌」、「市民愛

唱歌」を、文化祭などの記念式典のみならず、折々の場において、歌唱していただくよう、小・中学校や各種団体に働きかけ普及活動に努めたい。

二回目の質問

各種団体の会合や、人が集まるところではいつもメロディを流していき、また時報のチャイムの代わりに流すことを取り入れたらいいか。

次代を担う小・中学生には是非、しっかりと「市歌」、「市民愛唱歌」をご指導頂きたいと思うが。

二回目の市長答弁

時報のチャイムにも「市歌」及び「市民愛唱歌」等のメロディを流して参りたい。

「ワクチン接種と公費助成について」と「ガン対策について」

一回目の質問

ヒブ菌と肺炎球菌の予防ワクチンの公費助成を本市でも実施し、接種を希望する方達が安心して子育てできるようにするなど、この制度の導入が必要であると思うが。

子宮頸ガンワクチン接種について、十二月現在、どのくらいの方が受けられた

のか。三月末までに三回目
が接種できなかった場合の
対応と、今後の取り組みは。
子宮頸ガンワクチン接種に
ついては、検診の推進とあ
わせ今回の助成対象者以外
にも講演会等を開催し、市
広く啓蒙活動を行い、理解
をして頂くことが必要であ
ると思うが。乳ガン、子宮
頸ガンの検診無料クーポン
券事業を来年度も継続する
ことが大切である。

また、国として、子宮頸
ガンワクチン接種の公費助
成費用として来年度百五十
億円の予算を発表したが、
この予算が利用できれば、
本市としても今回対象にな
らない方への公費助成の拡
大を望める。
女性の命を守るための施
策についての考えは。

一回目の市長答弁

ヒブワクチンと小児用肺
炎球菌ワクチンの公費助成
について、国に対して、こ
の課題に対する取組みや、
新たな制度創設などを県や
市長会を通じ要望するなど、
その動向を注視しつつ助成
制度について検討したい。
子宮頸ガンワクチン接種
の助成制度の活用について
本年度内に接種できるワク
チン接種回数の周知を行い、
一人でも多くの女子生徒が
ワクチン接種を受けられる
よう取り組みたい。
子宮頸ガンワクチン接種
の周知啓蒙については、若

い世代等を対象に子宮頸が
ん予防に関する講演会につ
いても取り組みたい。
乳がん等の検診無料クー
ポン券の配布については、
来年度においても実施を計
画し、さらなる受診率向上
に努めたい。
ワクチン接種の公費助成
拡大については、国におけ
る取組み状況や新たな制度
の創設等の動向を注視しな
がら、より多くの女子生徒
が接種できるよう検討した
い。

二回目の質問

安心して子育てできるま
ちとは、命を守ることを第
一に考え、次に子育てしや
すい環境づくりをしていく
ことであると思う。この点
を踏まえ、ワクチン公費助
成制度導入についての考え
は。

子宮頸ガンワクチン接種
について、三月末までに三
回目接種できなかった場合
の対応については答弁を
いただいていないが、今後
の対応は。
子宮頸ガンワクチン接種
と、検診の推進については、
成人式等での啓蒙活動や、
無料クーポン券の配布等
を行い受診率の向上をめざし
てはいかがか。また、学校
教育の中で、ガンに対する
知識や検診の大切さを訴え
ていくことが検診率アップ
につながるっていくと思うが。

二回目の市長答弁

「ヒブワクチン」等の公
費助成制度導入については
国の動向を見据えながら、
早い時期での導入に向けて
検討したい。
子宮頸ガンワクチン接種
については、今年度中に三
回目を接種できなかった対
象者についても、来年度に
おいて公費助成制度を活用
して、ワクチン接種が行え
るよう対応したい。

検診の推進については、
さらなる啓蒙の場を確保し
ていくとともに、学校とも
連携を図る中で、ガン検診
の受診率向上に努めたい。

高齢者の居場所
作り「コミュニティ
ティカフェ」の
設置について

一回目の質問

地域性を生かし、空き家、
空き店舗等の利用により、
まちの活性化に役立つもの
と思う。
空き家、空き店舗利用や
介護保険を使わない健康な
高齢者を増やし、居場所づ
くりをしていくことについ
ての考えは。

一回目の市長答弁

コミュニティの場として
は、空き家、空き店舗等、
民間の建物を利用すること
により、地域の活性化も図
れることから検討する必要

があるものと考えている。
高齢者を中心としたコミ
ュニティの場の設置など、
こうした地域が主体となり、
自ら考え行動する取組みに
対して、積極的な支援を行
いたい。

二回目の質問

運営はボランティアの方
で行うにしても、市の事
業の一環として後押しし、
見守っていただければ、安
心して利用できると思うが。
また、介護支援ボランテ
ィア制度も利用できれば高
齢者の生き甲斐にもつな
がると思うが。

二回目の市長答弁

高齢者の居場所作りは、
高齢者自身の健康維持、介
護予防にも繋がることから、
介護予防事業等、高齢者支
援関連事業の中で、継続的
な支援を行いたい。
介護支援ボランティア制
度の利用について「コミュニ
ティカフェ」等の高齢者
の居場所づくりにおける活
動が本制度に適合するかに
ついて、調査・研究したい。

有害鳥獣被害
対策と農業振
興について

一回目の質問

市としても実態を調査し、
対策を検討していくことが
必要であると思う。

現在の市としての取り組み
は。また農林水産省の補
助金を受けるには、市町村
や生産者などで行く地域
協議会が対象となる。そこ
で、本市にはそのような協
議会が立ち上げられているか、
これから立ち上げるのか、
また、今後の鳥獣被害への
対応と農業振興への取り組
みについての考えは。

一回目の市長答弁

富士五湖猟友会との連携
を図る中で、有害鳥獣捕獲
を実施し、個体数調整を行
うとともに、個別の農地被
害に対しては、鳥獣害対策
に係る柵等の設置補助を行
っている。こうした補助制
度を広報紙等で市民に周知
したい。
協議会については、平成
十八年度に「富士吉田市鳥
獣害対策協議会」がすでに
設置されており、定期的な
会合等を通じ鳥獣被害の効
果的な対策等を研究、実践
している。

二回目の質問

被害に対しては、市内全
域にわたり実態調査を行う
のか。また、農業従事者間
の横の連携をとり、お互い
に情報提供し合うことも大
切である。このような第一
線の方達の協議会は必要な
いのか。
本市では、家庭菜園も多
い。そこで、現状の一坪農
園を拡充し、利用したい人
にお貸しすれば、健康づく
りと地産地消も推進でき
ると思う。家庭菜園等の身
近な農業振興に対する支援
についての考えは。

二回目の市長答弁

鳥獣被害に関する個別の
被害連絡等があった場合に
は、職員が現地へ赴いて情
報の確認を行い、通報者等
から情報収集を行っている。
また、富士五湖猟友会等
からも、各地区の情報を収
集し、実態調査と同等の成
果をあげている。
新たな協議会は設置せず
、協議会を中心に、各種関
係団体と密なる連携を取り
ながら対応したい。
身近な農業振興について
は、現行どおりの運営を行
いたい。また、技術的支援
については、山梨県の農業
普及センターと連携を取る
中で農業振興を図りたい。

全文については、次期定例会(三月)より、市議会図書室において、四月からは市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

12月

渡辺 幸寿 議員



織物産業の振興について

一回目の質問

私どもの祖先は、不毛のここ富士北麓地域で、産業としての織物業を興してきた。このことは、富士吉田市民憲章や「織物と観光のまち」としてのキャッチフレーズを発し続けてきたことから容易に推察できる。つまり、本市の産業は織物が原点であるという事実が存在する。

どうなっている。

生産額に於いては、現在は百億円前後との、山梨県の富士工業技術センターの統計調査結果がある。この金額はあくまで製品になる前の生地だけの生産額であり、製品化されたものや産地コンパータによる繊維製品、具体的には、羽毛布団等は日本で第二位の生産量を誇り、他の織物に関しても自社で製品化されたものなど合わせると、生産額も二百億円は優に超え、三百億円近くあるであろうと、山梨県絹人織物工業組合と富士吉田織物協同組合の両組合の談話として、九月十六日付の繊維ニュースで明記されている。

しかしながら、時代の流れの中で、ポータレシ化やグローバル化が進み、本市においても現在、織物業としての織機台数約千七百台、これに携わる従業員数千人余りと確かに減少傾向をた

本市の織物業は、首都圏近郊に立地していると言うことも強みであるが、先に申し上げた多くの工程が、欠けることなく集積していることが最も重要な要素である。つまり、一つの工程が欠けても織物は製品として完成とはならないのである。しかしながら、地場産業に従事する方々の高齢化と後継者不足が全国で叫ばれている。本市に於いても全く同様であり今まさに無くなるうとしていっている工程もある。

このような本市の状況からも、今後織物業の更なる発展維持のため、織物業に携わる工程の技術や人材を継承、育成させる為の具体的な支援策はあるのかを伺います。

一回目の市長答弁

まず、本市の繊維産業に対する認識について、近年の国内における織物産地を取り巻く環境は、海外の産地の台頭により、国内産地は軒並み生産量及び生産額とも減少傾向の一途をたどっており、当産地も例外ではなく世界的な繊維経済情勢の中では厳しい状況が続いているものと認識している。

しかしながら、当産地においては、長年培われてきた技術を礎に、先染め、細番手、高密度、多品種対応などの独自性をもった適応

力により高品質な製品を市場に供給しており、産地全体の生産額においても国内で五番目に高い生産額を現在も堅持していることは、高い評価に値するものと考えている。

次に、織物業に携わる工程の技術や人材を継承、育成させる為の具体的な支援策について、織物業に従事する方々の高齢化と後継者不足は、国内外に誇った高い技術力の伝承が途絶えるだけでなく、産地全体への市場評価及び競争力の衰退に繋がることから、織物業界においても喫緊の課題として憂慮されている。

それらの課題の克服に向けて、一朝一夕には解決可能な施策をなかなか見出せない状況ではあるが、現在、本市の支援のもと織物業界全体でこの課題を共有し、この状況を打破するため、定期的に郡内繊維産地の関係五団体が会し、当該課題を含めた様々な業界の課題克服に向け協議を行い、状況に応じては専門部会を設ける方向で対応を図っている。

今後においても、本市における織物業の中核組織である富士吉田織物協同組合等が実施する市場開拓事業への支援制度をはじめ、産業技術支援機関である山梨県富士工業技術センター、郡内地場産業センター及び富士吉田商工会議所等の関

係機関と連携を図る中で、当産地の振興に向けて可能な支援を継続して行って参りたいと考えている。

二回目の質問

近年、明るい話題として、若手後継者も台頭している。付加価値の高い製品を創作する産地への脱皮を図って来ている。東京造形大学などの産学官共同開発による、新規創作品の開発研究を行っており、実績を残しているところである。

このような中、八年前には地場産業振興事業費は四年度で約五千七百万円余りの金額が使われていたが、平成二十一年度決算書を見ると、五百五十三万円の減り、この四年間の地場産業振興事業費は約二千四百万円余りと思われる。八年前の半分程に減少している。現在極めて厳しい財政状況ではあるが、この様な事業に対しては、支援を拡大することは、織物振興に大いに役立つと考えるが、市長はどのような考えをお持ちか。

さらには、今後独自のブランドによる商品化への努力により商標品が生まれてくる。いわば商標登録による知的財産である。山梨県や全国では、すでに特産品や地名商品名までもが、新興国や後進国などで、特に中国による知的財産の侵害が問題となっている。一例ではあるが、ふじや

ま」はすでに登録され他で「ふじやま織」として商標や意匠等の命名を国内外で使用する場合には、使えないというようになっていく。商標等の知的財産に対して、情報収集はもろろん管理体制についても研究していかねばならないと思うが、このことに対して市長の考えは。

二回目の市長答弁

まず、本市の繊維産業に対する支援の拡大について、現在の厳しい経済状況の下、織物業への予算も他の予算と同様に縮減したものとなっている。

しかしながら、このような厳しい経済状況においても、織物業界においては、本市の支援と併用し、国、県、関係機関等からの支援制度も活用し、独自ブランドの創設、企画デザイン力の強化及び販売経路の確立等の課題解消に向けて事業展開を図り、一定の成果が出てきているものと認識している。

今後においても、国、県及び関係機関と連携を密に保ちながら活用可能な支援制度を斡旋し、それら制度を積極的に活用いただく中で織物業界のさらなる発展に繋がるよう、支援して参りたいと考えている。

は、商標登録等の知的財産に対する保護措置を講じるための協議をすでに行っており、当産地から新たなブランドとして市場発信をはじめた「とんぼ」ブランドについては、取扱い機関である山梨県郡内地場産業センターにおいて商標登録の商品に対する保護措置が講じられている。

今後においても、関係機関、団体等と連携する中で、織物製品のみならず市内業者より新たに創出される商品等の評価を検証し、商標価値の高い品目については商標権、特許権、著作権等様々な知的財産権の適用に向けた対応について指導助言して参りたい。

中心商店街の活性化について

一回目の質問

本市の中心商店街も大規模小売店の進出で、人や車の流れが大きく変化してしまい、小売店は商売にならないうほどの大打撃をうけ、死活問題となりあげくのはては閉店にまで追い込まれ、現在はご存知のとおり閉店廃業によるシャッター通りとなっている。

このような状況の中、各商店の魅力や独自性を出す努力はあるが、中心市街地が空洞化してしまつことは

そこで商売をする人や、安心安全で快適な生活を望む多くの市民が富士吉田を離れてしまい、新たな人口減少という問題にもなりかねない。

商店主も地元商工会議所等と民間活力を利用し、生き残りを掛け、新たなにぎわいを創出できる環境整備を図るため、多方面にわたる対応策や研修を重ね活性化策に日夜努力をしているところであるが、行政においては、商業活性化に對しての振興策や活性化に向けた対応策を、今後どのような手段をもって行っていくのか具体的にお聞きしたい。

一回目の市長答弁

中心商店街の活性化に向け、「富士吉田市商工業活性化支援制度」を平成十九年度に創設し、現在、知恵を絞つた施策を展開している。

その中でも特に空き店舗の解消を図ることに重点を置き、本市商業地域及び近隣商業地域の空き店舗への賃貸入居による新規事業者へは、三年間に亘る一部賃料補助及び改装費補助を実施したことにより、平成十九年度より十三の事業者が当該補助金を活用し、店舗事業を展開している。

また、三年間の基金事業として創設された「山梨県ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、本市より富士吉

田商工会議所への委託事業として、平成二十一年度から、中央通り商店街の空き店舗を借り受け、アンテナショップ機能、展示スペース等の交流広場及び観光案内機能等を備えた「ふじよしだ街の駅」を開設し、現在、市民の皆様の交流拠点として広く活用されている。

二回目の質問

本市の商業施策として、先駆性のある事業及び自主努力旺盛な事業を行う商業者への支援助成を行い、本

市の商業経済の活性化を図ることを目的とした、商業活性化事業であるが、支援事業費補助金として平成二十一年度決算によると年間約六百万円余りの支援を行っていることである。

しかしながら、空き店舗入居事業者に対する家賃助成が最高三年間で打ち切られた場合には、中心市街地の空洞化解消に向けた活用者の経営努力にも問題があるかもしれないが、営業成績によつては閉店、撤退を余儀なくされる可能性もある。

商業活性化事業も確かに進出意欲を高めたことに対しては、高い評価をするが、支援が終了した後の対策について市長には何かお考えがあるのか、あるとしたら

らば、具体的にお答えをお願いします。

二つ目は、本市が山梨県のふるさと雇用再生特別基金を活用し、市内商店街や地域住民と連携した「ふじよしだ街の駅」を平成二十一年五月三十日にオープンし中心市街地の活性化と雇用の創出を図つていくとのことである。

平成二十一年度決算では「下吉田街なか拠点事業」として、年間約九百万円を支出しているが、ここで、丁度一年半が過ぎた時点であるので来客者数や売上などどのような実績となっているのか、内容について数字で具体的に示し願いたい。

また、山梨県のふるさと雇用再生特別基金の活用が仮に出来なくなった場合は、今後、この事業をどう進めていくのかあわせてお答え願いたい。

二回目の市長答弁

まず、空き店舗への賃貸入居事業者への家賃の助成について、「富士吉田市商工業活性化支援制度」による助成制度については、この制度を創設した当初は、山梨県及び既に制度実施している他市の助成期間が一年間であったことから、本市のこの制度についてもこれらと同様に一年間の助成制度としてスタートした。

しかしながら、制度運用開始後において、入居者が

ら初期経費の回収や経営上の利益を生み出すためには一定期間が必要であり、助成期間の延長を望む声が多く寄せられたことから、助成期間を三年間に延長してその運用を進めてきたところである。

この制度が終了した後の対策としては、経営を継続していく上で生じる課題等について、本市の委託事業として富士吉田商工会議所等と連携している、専門家等による経営課題の解消に向けたアドバイザー事業、本市小口資金融資をはじめとする様々な公的資金融資を活用いただく中で、安定した経営に向け努力されるよう支援して参ることとしている。

次に、「ふじよしだ街の駅」について、富士吉田商工会議所に事業委託している、「ふじよしだ街の駅」における平成二十一年度の実績については、来客数は六千六百名余り、売上額は四百二十万円程度となっている。

また、今後のこの事業の進め方については、「山梨県ふるさと雇用再生特別基金事業」が終了する平成二十四年度以降の運営については、下吉田地区の中心市街地の交流拠点として開設した経緯を踏まえて、関係機関等と協議しながら、継続した運営を図るべく対応して参りたいと考えている。



ふじよしだ街の駅

全文については、次期定例会(三月)より、市議会図書館において、四月からは市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

12月

渡辺 利彦 議員



市長の公約と政治姿勢について

一回目の質問

慶応大学の研究施設の誘致は、市長の選挙公約の中でも、とび抜けて期待度が高かったが、三年半経過した現在、ただ、合唱団の公演とか、教授の講演会とか、吉田高校と大学の連携出張講座と大学見学会、学生のスタディツアーなどいくつかのイベントが開催されただけで、市長の言う知的支援の現実、東京にある一大学との交流会程度のレベルであるが、この現実を市長はどう思うか。

市長は、平成二十年三月定例会の私の一般質問に対する答弁のなかで、協定を

結んだばかりの現時点においては確定的には言えないが、慶応義塾の関連諸機関の誘致を含め、知的支援を得るための最良の手段について推進委員会で検討を進めたい」と答えているが、協定締結以来、連携推進協議会が何回開かれて、何が検討され、何が実施されたのか、さらには、最良の手段についてその成果はどう形で出ているのか。

また、いつの時点から、研究施設の誘致が、最後には知的支援のみになり、市民が期待していた研究施設の誘致という言葉が消えたのか。また、市長のマニフェストは、重い市民との約束であるはずだが、なぜ、簡単にあきらめたのか。

また、市長の言うとおり、慶応義塾から知的支援を受けるには、まさに、富士北麓が一体となった取組みをして、初めて、その成果が出てくるものと考えるが、市長が慶応義塾との連携に際し、広域的な視野から六者による協定実現に向け、どのようにリーダーシップ

をとって、それぞれの首長にどのような働きかけをし、その結果はどうだったのか。

次に、市長が選挙時に掲げた政治公約、マニフェストの主要政策ごとの自己評価についてであるが、マニフェストの項目について、自己評価することは、各年度の予算編成に反映することからも重大な作業であるが、このような重要な項目について市長自らの評価が全く聞こえて来ないというのは市民の負託に応えてはならず、市民への背信行為にも等しいと思われる。

任期も残すところ六か月を切った段階で、マニフェストの検証・評価という視点から、市民の政治への信頼を得ることができたのか否かも踏まえて、市長が選挙時に掲げた次の項目について具体的に何うか。

教育政策として、近所がほとんどない小学校プランの策定、市内の小中学校の少人数学級の実現及び教育再生会議の三点について、医療・福祉政策として、市民病気予防システムの構築について、さらに、産業振興については、富士吉田ブランドの創出と歩いて買い物に行ける中心市街地の活性化の二点である。

また、市長は任期中に自らのマニフェストについて中間的な自己評価を行ったのか、さらには、最終的な評価を行い、公表するつもりがあるのか。

りがあるのか。

一回目の市長答弁

連携というものは交流することが原点であり、その縁を大事にすることが重要である。慶応義塾との連携は、ハード面の繋がりがない中でゼロからスタートし、ソフト面だけの繋がりによる、ようやく深い交流を行えるようになったものである。私は高度な政策であると自ら評価している。

慶応義塾連携推進協議会については、昨年十二月二十一日に第一回目の会議を開催し、基本理念や役割分担など連携の仕組みを定める中長期行動計画案の素案について、検討していただいた。現在は、連携を継続可能かつ効果的に推進するため、より具体的に詳細な部分を検討している。

研究施設の誘致についてであるが、慶応義塾との連携は、研究施設や関係諸機関の誘致だけが目的ではなく、産業・健康・まちづくりなど様々な形で連携を積み重ねることが重要であると考えており、研究施設の誘致を簡単にあきらめたということではない。

六者による協定実現への働きかけ等については、当初は広域的に呼びかけたが、六者すべてに共通する具体的な連携内容が明らかでなかったため、まずは本市が山梨県の協力をいただき、

協定を締結した。

次に、「近所がほとんどない小学校プランの策定」についてであるが、このプランの実施に伴い、平成二十年度より「放課後子ども教室事業」、また、昨年度からは「明見地区において「学校応援団事業」を実施している。

「小中学校の少人数学級の実現」については、来年度から少人数学級を小学校三年生まで拡大することになっている。

「教育再生会議」についてであるが、「教育再生会議」の提言により、本市においても、地域ぐるみで子ども達を育てるための事業として、「放課後子ども教室事業」等を実施している。

「市民病気予防システム」の構築については、疾病の早期発見・早期予防の取り組みを行うとともに、糖尿病予防教室等の健康教室を開催し、参加者の生活習慣改善に努めている。

産業振興の「富士吉田ブランドの創出」についてはあるが、織物産業では市の支援制度を活用し、富士吉田織物協同組合の若手後継者が、地域ブランドや独自ブランドを立ち上げ、消費者ニーズに対応するデザイン力の強化及び新たな市場開拓等、知名度アップに積極的に取り組んでいる。

次に、「歩いて買い物に

行ける中心市街地の活性化」についてであるが、現在、市としても「商業活性化支援制度」を創設し、中心市街地の空き店舗対策事業などを展開しながら、活気を取り戻すべく、商業関係者及び商工会議所との連携強化を図っていく。

マニフェストの中間的な自己評価と最終的な評価結果の公表についてであるが、私は選挙時の公約として、行財政改革、教育、医療・福祉、産業振興、防災の五つの項目ごとにマニフェストを掲げ、現時点において、概ね八割を超える項目の実現を図ってきたと考える。

特に行財政改革については市民文化エリア整備事業の見直しも含めて徹底して行い、その結果、教育文化施設である新たな市民会館と図書館の整備を実現した。

私は、市政の推進にあたり、常に自らのマニフェストを検証し、市民の皆様にご覧いただく機会があることに説明してきており、最終的に評価するのは、市民の皆様である。

二回目の質問

慶応義塾との連携については、少なくとも、慶応義塾から知的支援を受けて、これからのまちづくりに生かして行くつもりであれば、市民に対し慶応義塾との成果をきちっと報告して、そのうえで市民の考えを聞き、その希望に沿って事業を進

めて行くことこそ、市民が慶應義塾との連携を実感することとなり、市長が言う「市民中心主義」の政治理念の実践ではないか。

また、市長は答弁の中で、慶應義塾との知的支援は交流が原点でその縁を大事にするとのことだが、それでは、協定に基づく交流事業gでは、双方に得るところがあり対等な関係で息の長い交流をするものもあると考えるが、交流事業の費用負担はどうなっているのか。

次に、「慶應義塾連携推進協議会」についてであるが、私が質問したのは、何回開かれたのかということであり、知的支援を受けるための推進協議会はその後開かれていないのか、また、その知的支援を受けるための最良の手段はどうなったのかと伺ったのである。中期行動計画の素案を検討し、現在はその協議結果を基に具体的な詳細な部分を検討しているとの答弁だが、その具体的な詳細部分を検討中とはどういふことなのか。

また、研究機関の誘致については、市民の期待が高いため、その実現に向けて最大の努力を傾け、その可能性を探って行く真摯な姿勢こそが市長としての資質だと思つが、研究機関の誘致について、あきらめたのか、あきらめてないのか、市長の考え方やこれからの取組み方について再度伺う。

次に、六者による協定実現へ向け、当初の考え方からその後どのような経過があつて現在に至つてきているのか。また、現状の三者協定から六者による協定の実現に向け、引き続き取組んでいくのか、再度伺う。

次に、近所がほつとかないう学校プランの策定等六項目の施策のうち、どこに市長が市民との約束を果たすためにリーダーシップをとり、職員と共にその実現に取組んだ事業があるのか。

次に、評価と公表についてであるが、自らの四年間を総括して、自らが掲げた政治公約がどの程度実現できたのかを自己評価し、公表することは、市民との信頼関係を保つ上で市長として当然の責務であり、マニフェスト型選挙の根幹となる作業であることからすれば、市長の自ら掲げた五項目ごとの最終評価を行わない、公表もしないという、そのような政治姿勢はマニフェスト型選挙の理念に逸脱しているものである。

また、行財政改革のマニフェストの成果として、市民文化エリア整備事業を取り上げているが、その建設場所や建設工事費、内装など施設全体が本当に本市の身の丈にあつていないのか、その点についてマニフェストに沿つて、答弁願いたい。

二回目の市長答弁

慶應義塾との連携について、現在は、連携を継続的かつ効果的に推進するため「慶應義塾連携推進協議会」のメンバーから御意見を賜り、また、慶應義塾からは、共同研究・受託業務など対応可能なメニューに関する検討や御意見をいただくなどとして、連携を推進するための支援制度の構築など、慶應義塾との連携の仕組みを取りまとめている。

次に、交流事業の費用負担についてであるが、慶應義塾と直接的に交流する事業に係る費用については、原則として市側が費用を負担しているが、国や県等の補助制度を最大限活用することなどにより交流事業の費用を捻出していききたいというのがお互いの共通認識である。

「慶應義塾連携推進協議会」については、連携の仕組みが概ねまとまり次第、二回目の会議を開催する予定になつていく。

研究施設の誘致については、ソフト面の連携による成果を重ね、信頼関係を深めながら、社会経済情勢、連携事業の進捗状況などを勘案する中で検討していく。

六者による協定実現については、まずは富士吉田市が中心となり、山梨県の協力の下、本市と慶應義塾双方による連携の仕組みを確立することを優先しており、

それが確立し次第、広域的な取組みを働きかけていく。マニフェストに掲げた項目の実現に向けては、市長就任時から今日まで、自らが担当職員に対して施策の具現化を指示し、その実現を図つてきた。これに加え、常に自らのマニフェストを検証し、その成果を市民の皆様に説明してきた。

次に、マニフェストの成果としての市民文化エリア整備事業についてであるが、私の決断は、現在置かれた厳しい社会経済状況の中においても、財政の健全性が維持され、かつ、多くの市民が待ち望んだ教育文化施設の整備を実現できるとの判断に基づき行ったものであり、全ての面において、本市の身の丈に合った整備であると考へている。

三回目の質問

慶應義塾との連携については、その目的をより具体的に進めるためにはどうしたらいいのかという市長のトップとしての考え方が明確になつていないことが事業を停滞させている原因である。協定した内容を踏まえ、市長が富士北麓を代表して、リーダーシップを取

つて地域をとりまとめ、この協定のビジョンに沿つた取組みを推進して、富士吉田のイメージアップにつなげていくという市長本人の確固たる気概が伝わつて来

ないのが大変残念である。市長が選挙時に、「ぶどうの房」のように企業がやつてくると公言した研究施設の誘致について、進捗状況などを勘案する中で検討することのだが、本当か。

次に、自らのリーダーシップのもと、概ね八割を超えるマニフェストが実現できたとのことだが、市民文化エリア整備事業にしても、選挙時、市長は、市は全体で四二〇億円もの借金がある中、三十五億七千万円投入する力が今、吉田にあるのか、四十億円近いお金をかけるよりも旧市立病院跡地に今の市の身の丈に合ったものを造る、それで充分だ、工費は十億として見直すと公言していた。

市長は、常に自己検証し、その成果を機会あることに説明して来たということなので、内容が精査されているはずであるが、概ね八割を超すとされる根拠は何か。

三回目の市長答弁

慶應義塾との連携については、現在、本市が中心となつて連携の仕組みづくりを行っているところである。

慶應義塾との連携には、「互恵関係の構築」が重要な要素であると考え、まずは連携の仕組みや環境を確立する取組みを行っている。研究施設の誘致については、慶應義塾とのソフト面の連携による成果を重ね、

信頼関係を深める中で、推進していきたい。

次に、マニフェストについてであるが、私は市長就任時から今日まで、その実現のための施策を積極的に実施してきた。

特に、行財政改革については、昨年度までの三年間において、市の借金である地方債を全体で四十五億八千万円余り削減し、また、今年度においても、七億四千万円余りを削減する予定となつている。これに加え、市の貯金である財政調整基金を、昨年度までの三年間において、六億円余り積み増すなど、本市の財政健全化に全力を傾けてきた。

このように行財政改革を実施する中で、マニフェストに掲げた市民文化エリア整備事業の見直しについても、あらゆる角度から総合的に検討し、現在地に建設することとした。これに係る事業費三十二億二千万円余りについては、市民文化エリア整備事業すべての工事費の総額であり、図書館部分に係る建設費については七億六千万円余りで、十億円を大きく下回っている。

厳しい社会経済状況の中でも、財政の健全性を堅持し、かつ、多くの市民が待ち望んだ教育文化施設の整備を実現したものであり、私はこのマニフェストについても確実な履行を果たしたものと考へている。

議案の処理結果（12月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第68号	富士吉田市長等の給与条例等の一部改正について	可決	人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員及び特別職の職員の給与と改定等に伴い、市長、副市長、教育長の給与の一部について、所要の改正を行うもの。
議案第69号	富士吉田市職員給与条例等の一部改正について	可決	人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与と改定等に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第70号	富士吉田市地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	障害者自立支援法の施行並びに当該施設において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。
議案第71号	富士吉田市立老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	当該施設において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。
議案第72号	富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決	現行の診療科目に「リウマチ科」を加えることに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第73号	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	平成23年4月に新富士五湖文化センター・富士吉田市民会館が開館することに伴い、当該施設の使用料金等について、所要の改正を行うもの。
議案第74号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	可決	緑ヶ丘二丁目に隣接する下吉田地区の一部を編入し、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。
議案第75号	平成22年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）	可決	歳入歳出からそれぞれ、1,029万6千円を減額し、総額を196億3,477万1千円とするもの。
議案第76号	平成22年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ328万3千円を追加し、総額を13億5,400万4千円とするもの。
議案第77号	平成22年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ668万5千円を追加し、総額を56億6,946万3千円とするもの。
議案第78号	平成22年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出からそれぞれ1,083万1千円を減額し、総額を28億1,351万円とするもの。
議案第79号	平成22年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出からそれぞれ481万8千円を減額し、総額を1億6,430万2千円とするもの。
議案第80号	平成22年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）	可決	歳入歳出にそれぞれ1億9,833万9千円を追加し、総額を198億3,311万円とするもの。
議案第81号	平成22年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第2号）	可決	収益的収入及び支出について、収入を1億4,509万2千円増額し、総額を67億6,745万5千円とし、支出を1億3,818万3千円増額し、総額を66億8,464万2千円とするもの。
議案第82号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	可決	富士吉田市議会議員の期末手当を減額するため、所要の改正を行うもの。
議案第83号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員に新海英雄氏（中曽根一丁目3番47号）を選任するもの。
議案第84号	人権擁護委員の推薦について	同意	人権擁護委員に堀内きぬよ氏（上吉田5581番地の1）を法務大臣に対し推薦するもの。
議案第85号	教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。

年4回/15,000部 市内全域配布!

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局

0555-22-0612(直通)